

みやぎの農業多様な人材活躍推進事業 概要表

1 新農業人，中小規模・家族経営体等活躍支援事業

- ・新農業人（就農3年目までの就農者〔親元就農含む〕），中小規模・家族経営体を対象とした新たな取組に要する経費の補助※

※人・農地プランの中心経営体と農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者は除く

●ハード支援（機械・施設等の導入・改修等）

- ・品目の転換や新技術導入等に係る機械・施設等の導入・改修等

■事業実施主体：市町村

■取組主体※：新農業人，中小規模・家族経営体

※地域農業の維持・発展の観点で市町村が当該地域の担い手と見込む者

■補助率：1/3以内（補助上限2,000千円）市町村の同率以上負担が原則

●ソフト支援（試験栽培，販路拡大等）

- ・新たな品目・技術等の試験栽培，販路拡大等の取組

■事業実施主体：新農業人

■補助率：定額（補助上限300千円）

2 多様な人材確保支援事業

- ・農業法人等が障がい者，技能実習生，特定技能外国人等を就労させていく上で必要な環境改善，スキルアップ，福利厚生改善等に要する経費の補助

●労働環境整備（標識・掲示の設置等）支援

●スキルアップ（資格取得，職場セミナー開催等）支援

■事業実施主体：農業法人，認定農業者等

■補助率：定額（補助上限100千円）

●借上住宅家賃支援

■事業実施主体：農業法人，認定農業者等

■補助率：1/3以内（補助上限200千円）

3 雇用創出環境整備支援事業

- ・障がい者，技能実習生，特定技能外国人等が農業法人等で就労するための環境整備に必要な機械・施設の整備等に要する経費の補助

例：作業機械・休憩施設・トイレ等の整備

■事業実施主体：農業法人，認定農業者等

■補助率：1/3以内（補助上限1,000千円）

問合せ先：宮城県各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部

宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班（Tel022-211-2833）